

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定・中間見直しの背景

熊谷市は平成 17 年 10 月 1 日、当時の熊谷市、大里町、妻沼町の合併により、県内で初めて、市域に荒川、利根川 2 つの大河を有する市として誕生しました。その後、平成 19 年 2 月 13 日に、比企丘陵の豊かな自然環境を有する江南町と合併し、多様な自然を有する現在の熊谷市の姿となりました。

川の恵みである肥沃な田畑から収穫される多くの農産物や多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境は、本市の発展を支えてきました。

また、交通の要衝として早くから鉄道網が整備されるとともに、国道、県道の整備も推進されてきました。こうしたなか、従前からの主要産業であった農業に加え、昭和 30 年代には三尻地区、吉岡地区等への企業誘致が始まり、さらに昭和 50 年代の熊谷工業団地の形成とともに、問屋町周辺の流通団地の開発や整備が行われ、県内でも有数の産業都市となりました。農業産出額や製造品出荷額等からうかがえる本市の姿はまさに各種産業のバランスのとれた都市といえます。

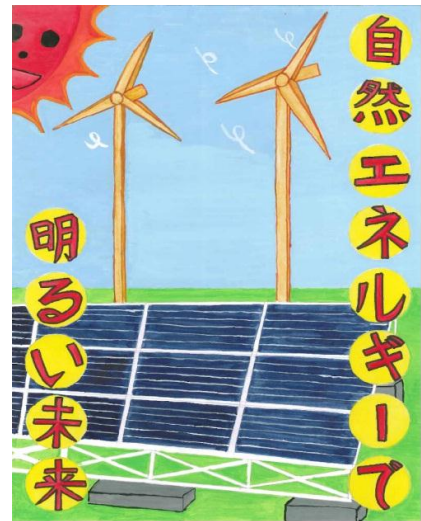
しかし、人口の増加や産業の発展に伴い、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭や有害化学物質等の様々な環境問題が生じ、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しました。

旧熊谷市では平成 10 年 3 月に「熊谷市環境基本条例」を制定し、平成 12 年 3 月には「熊谷市環境基本計画」を定め、多様な環境問題に取り組んできました。また、旧大里町、旧妻沼町、旧江南町では総合振興計画の中で、環境の保全や創造に資する施策を実施してきました。

本計画は、平成 12 年に策定された「熊谷市環境基本計画」の成果を踏まえるとともに、旧市町で実施してきた施策を継承しつつ統合し、合併による市域の拡大等に伴う自然環境やその他各種環境条件の変化、時代の要請である循環型社会実現に向けた取組の強化、さらに世界規模で進行している地球温暖化やヒートアイランド問題等、新たな環境問題に対して「今、そこにある地球、そして熊谷の環境」と真摯に向き合い、かつて「ダイオキシン問題」に対処した経験や知恵等をもって、私たちが将来に引き継ぎ、伝えるべき「熊谷市の環境」を保全・創造するために、平成 20 年 3 月に策定いたしました。

本計画の策定から 6 年目にあたる平成 25 年度は、前期 5 年間の達成状況の確認と評価を行うとともに、社会情勢や科学的知見の変化や総合振興計画後期基本計画との整合性を図ることとし、平成 26 年 3 月に、本計画を改訂することとなりました。

本計画では、このような様々な環境条件の変化に対応しつつ、「熊谷市環境基本条例」の第 3 条に示された基本理念を実現するため、一層の環境保全と創造を推進するための長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものとします。



平成24年度くまがや環境賞優秀賞ポスター

■ 熊谷市環境基本条例の基本理念（第3条）

1 人類の存続基盤である良好な環境の継承推進

環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 協働による環境負荷の少ない持続可能な社会の実現

環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境に配慮した事業活動や日常生活を営む

環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、並びにあらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

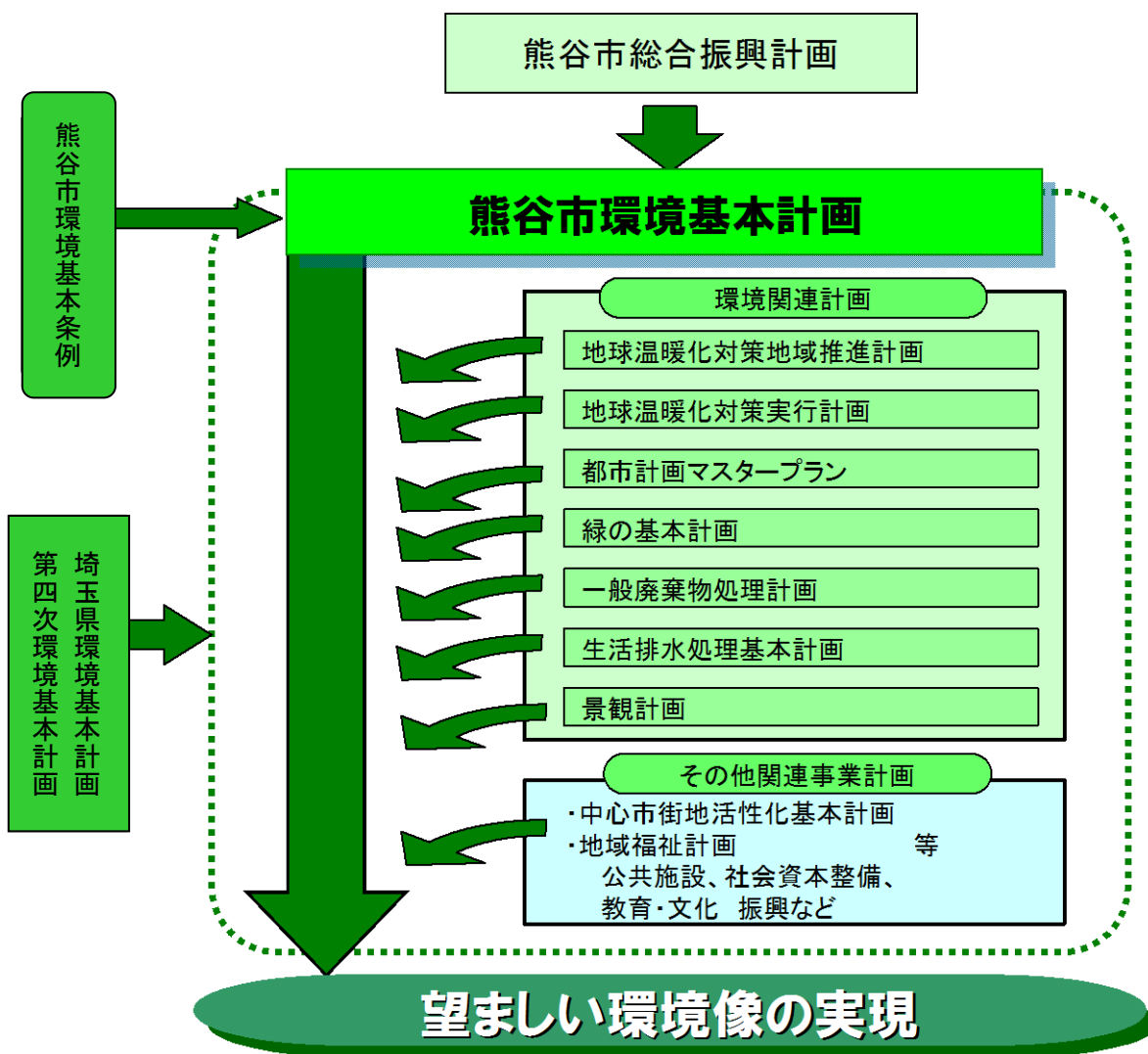
2 計画の基本的事項

1) 計画の位置づけ

本計画は、熊谷市環境基本条例に示された基本理念と、市の総合的な施策を示した「熊谷市総合振興計画」における本市の将来都市像『川と川 環境共生都市 熊谷』を環境面から実現するものです。

そのために、熊谷市の環境上の特性を踏まえ、市域の環境保全と創造に資する長期的な目標及び総合的な施策を示します。また、市が策定するその他環境に関連する計画や各種事業計画と整合が図れるよう、各種施策の環境面での基本的方向を示すものとします。

■熊谷市環境基本計画の位置づけ



2) 目標年度

本計画は、平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年度とします。

本計画の6年目にあたる平成25年度（2013年度）には、前期5年間の達成状況の確認と評価を行い、あわせて、社会情勢や科学的知見の変化等や総合振興計画との整合性を図るため、本計画を改訂いたしました。また、本計画の目標年度である平成29年度（2017年度）には、10年間の達成状況の確認と評価を行うとともに、平成30年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものとします。

熊谷市環境基本計画の計画期間



3) 計画の対象範囲

環境問題は、地球環境から身近な生活環境まで様々なものがありますが、本計画では、次の領域を対象とします。

地球環境	地球全体や将来の世代に関わる環境 資源・エネルギー、地球温暖化、オゾン層の破壊 等
自然環境	自然の保全、保護、創出に関わる環境 地形・地質、土壌、気象、水、緑、動植物 等
生活環境	市民生活の中で生じる環境 大気、水質、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、有害化学物質 等
快適環境	生活に安らぎと潤いを与える環境 景観、公園・緑地、環境美化、交通、歴史・文化、道路、下水道 等

4) 各主体の役割と責務

本計画で示される環境の保全及び創造を推進していくために、市・事業者・市民が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

各主体の役割を以下に示します（具体的な取組指針は第7章くまがやエコアクションに示します）。

市の役割と責務

- 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- 各種の環境に配慮した行動の率先実行
- 環境の保全及び創造に関する情報提供、必要な制度の整備
- 国、県、市民、事業者、民間団体等への支援や連携による環境施策の推進

事業者の役割と責務

- 事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全のための措置
- 自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践
- 事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携

市民の役割と責務

- 環境の保全及び創造についての関心と理解を深める
- 自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践
- 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携

3 計画の構成

熊谷市環境基本計画は、第3章に本市の「望ましい環境像と基本目標」を掲げ、この実現のために第4章に環境に関わる「施策の体系」を整理し、第5章に「基本方針と基本施策」を定め、これらを計画の柱としております。また、これらの方向づけを明らかにするために、第2章で本市の「環境の現状と課題」を示しております。その上で、これらの環境施策体系を具現化する手段として、第6章に計画の旗印（フラグシップ）となる「リーディング・エコ・プロジェクト」を定め、市・事業者・市民の三者の取るべき行動指針を第7章に「くまがやエコアクション」としてまとめています。さらに、これらの計画を管理する仕組みとして、第8章で「計画の推進体制」を整理しています。

■計画の構成図

